

♡ 要点まとめ (番外編～国試ナビ 2023 を購入した人へ②～) ♡

● 専門機関 (前よりかなり詳しくなってます！)

▶ 専門機関

● 身体障害者更生相談所

身体障害者福祉法

	業務内容	配置職員
身体障害者更生相談所	<ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県は、身体障害者更生相談所を設けなければならない(指定都市は任意設置) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 身体障害者福祉司 ● 医師 ● 心理判定員 ● 職能判定員 ● ケースワーカー ● 理学療法士、作業療法士、義肢装具士、言語聴覚士 ● 保健師、看護師など
業務内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 身体障害者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導業務 2 身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定並びに補装具の処方及び適合判定業務 3 市町村に対する専門的な技術的援助及び助言、情報提供、市町村相互間の連絡調整、市町村職員に対する研修 4 地域におけるリハビリテーションの推進 	

● 知的障害者更生相談所

知的障害者福祉法

	業務内容	配置職員
知的障害者更生相談所	<ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県は、知的障害者更生相談所を設けなければならない(指定都市は任意設置) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 知的障害者福祉司 ● 医師 ● 心理判定員 ● 職能判定員 ● ケースワーカー ● 保健師又は看護師、理学療法士、作業療法士など
業務内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 知的障害者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導業務 2 知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定業務 3 市町村に対する専門的な技術的援助及び助言、情報提供、市町村相互間の連絡調整、市町村職員に対する研修 4 地域生活支援の推進に関する業務 	

● 精神保健福祉センター

精神保健福祉法

	業務内容	配置職員
精神保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県、指定都市は、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関を置くものとする(義務設置) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 医師 ● 精神保健福祉士 ● 臨床心理技術者 ● 保健師 ● 看護師 ● 作業療法士 ● 精神保健福祉相談員など
業務内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 精神医療審査会の審査に関する事務 2 自立支援医療(精神通院医療)の判定 3 精神障害者保健福祉手帳の判定 4 精神障害者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なもの 5 調査研究、普及啓発、技術指導、企画立案、人材育成など 	

● 児童相談所

児童福祉法

	業務内容	配置職員
児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県、指定都市、児童相談所設置市に義務設置 ● 中核市、特別区は任意設置 	<ul style="list-style-type: none"> ● 医師 ● 児童福祉司 ● 児童心理司 ● 心理療法担当職員 ● 保健師 ● 理学療法士など
業務内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 専門的な知識及び技術を必要とする相談 2 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育的、社会的及び精神保健上の判定 3 特別児童扶養手当及び療育手帳の判定 4 児童の一時保護を行う(2か月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときに家庭裁判所の承認が必要) 	

●女性相談支援センター ← 困難女性支援法

		業務内容	配置職員
女性相談支援センター 2024（令和6）年4月～	業務内容	●都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない ●女性相談支援センターには、一時保護を行う施設を設けなければならない	女性相談支援員など
		1 困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること	
		2 困難な問題を抱える女性の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと	
		3 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと	
		4 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、介護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと	

●保健所 ← 地域保健法

		業務内容	配置職員
保健所	業務内容	●保健所は、都道府県、指定都市、中核市その他の政令で定める市又は特別区が設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 所長（医師） ● 医師・歯科医師 ● 薬剤師 ● 獣医師 ● 保健師・助産師・看護師など
		1 難病等により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項	
		2 精神保健に関する事項	
		3 感染症その他の疾病の予防に関する事項	
		4 栄養の改善及び食品衛生に関する事項 など	
市町村保健センター	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村は、市町村保健センターを設置することができる ●市町村保健センターは、住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関し必要な事業を行う 		

●公共職業安定所 ← 職業安定法

		業務内容	配置職員
公共職業安定所 （ハローワーク）	業務内容	●公共職業安定所は、職業紹介、職業指導、雇用保険その他この法律の目的を達成するために必要な業務を行い、無料で公共に奉仕する機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 就労支援ナビゲーター ● 精神・発達障害者雇用トータルサポーターなど
		1 障害者雇用に対する技術的助成・指導	
		2 職業相談、職業紹介、職増定着・継続雇用の支援	
		3 公共職業訓練の受講あっせん	
		4 失業認定、助成金・給付金の支給 など	

●労働基準監督署 ← 労働基準法等

		業務内容	配置職員
労働基準監督署	業務内容	●労働基準監督署とは、労働基準法などの法律に基づいて労働条件や安全衛生の指導、労災保険の給付などをする機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 労働基準監督官 ● 厚生労働事務官 ● 厚生労働技官
		●労働基準監督官は、労働基準監督官試験に合格した者から採用され、特別司法警察職員の身分が与えられる	
		1 労働基準法を遵守しているか確認・指導	
		2 労働安全衛生法を遵守しているか確認・指導	
		3 労働者災害補償保険法に基づき調査・保険給付	
4 労働に関する相談など			

● 福祉事務所 社会福祉法

設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県及び市は、条例で、福祉事務所を 設置しなければならない ● 町村は、条例で、福祉事務所を 設置することができる (2024(令和6)年4月現在、都道府県(203か所)、市(994か所)、町村(47か所)の福祉事務所が設置されている)
福祉事務所を設置しない町村長	● 急迫時の 応急的な保護 や、要保護者を発見した場合の 実施機関への通報 、保護の申請書を受け取った場合に 実施機関へ送付 などを行う
所管事務	● 1993年4月に老人及び身体障害者福祉分野で、2003年4月に知的障害者福祉分野で、それぞれ施設入所措置事務等が都道府県から町村へ移譲され、都道府県福祉事務所では、従来の福祉六法から次の三法を所管することとなった
都道府県福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉事務所を設置していない町村を管轄する ● 福祉三法(生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法)に定める事務を司る
市町村福祉事務所	● 福祉六法 (生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法)に定める事務を司る
主な配置職員	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉事務所には、社会福祉法第15条に基づいて、次の所員を置かなければならない ● 指導監督を行う所員と現業を行う所員は、社会福祉主事でなければならない
所長	● 都道府県知事又は市町村長の 指揮監督 を受けて、所務を掌理する
指導監督を行う所員 (査察指導員)	● 所長の指揮監督を受けて、 現業事務の指導監督 を行う
現業を行う所員	<ul style="list-style-type: none"> ● 所長の指揮監督を受けて、保護を要する者等に面談し、本人の資産、環境等を調査し、保護の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対し生活指導を行う等の事務を行う
所員の定員	<ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県 被保護世帯390以下の場合 6人(65を増すごとに1人) ● 市 被保護世帯240以下の場合 3人(80を増すごとに1人) ● 町村 被保護世帯160以下の場合 2人(80を増すごとに1人)
事務員	● 所長の指揮監督を受けて、 所の庶務 を行う

● 家庭裁判所 裁判所法

	業務内容	配置職員
家庭裁判所	<ul style="list-style-type: none"> ● 家事事件の審判と調停および少年事件の調査・審判を行う裁判所で、地方裁判所と同格の司法機関 ● 家庭裁判所調査官が置かれ、家事審判、家事調停及び少年審判に必要な調査や環境調整などの事務を行っている 	<ul style="list-style-type: none"> ● 裁判官 ● 家庭裁判所調査官 ● 書記官 ● 家事調停委員 ● など
業務内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 家事事件手続法で定める家庭に関する事件の審判及び調停(成年後見、親子、相続など) 2 人事訴訟法で定める人事訴訟の第一審の裁判(離婚の訴え、認知の訴えなど) 3 少年法で定める少年の保護事件の審判 	

● 保護観察所 法務省設置法及び更生保護法

	業務内容	配置職員
保護観察所	<ul style="list-style-type: none"> ● 各地方裁判所の管轄区域ごとに全国50か所に設置 ● 更生保護及び精神保健観察の第一線の実施機関として、保護観察、更生緊急保護、恩赦の上申、犯罪予防活動、精神保健観察などを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護観察官 ● 社会復帰調整官
業務内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 保護観察、更生緊急保護 2 精神保健観察 3 恩赦の上申 4 犯罪予防活動など 	

● 基幹相談支援センター ← 障害者総合支援法

		業務内容	配置職員
基幹相談支援センター	業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村は、基幹相談支援センターを設置するように努めなければならない ● 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、次の事業などを行う 	<ul style="list-style-type: none"> ● 精神保健福祉士 ● 社会福祉士 ● 保健師 ● 主任相談支援専門員 ● 相談支援専門員 など地域の実情に応じて配置
		1 総合的・専門的な相談支援の実施	
		2 地域の相談支援体制の強化の取組	
		3 地域移行・地域定着の促進の取組	
		4 権利擁護・虐待の防止	
自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方公共団体は、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関等により構成される協議会を置くように努めなければならない ● 協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う 		

● 地域包括支援センター ← 介護保険法

		業務内容	配置職員
地域包括支援センター	業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村は、地域包括支援センターを設置することができる ● 地域包括支援センターは、「介護予防ケアマネジメント」及び「包括的支援事業」その他厚生労働省令で定める事業を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保健師 ● 主任介護支援専門員 ● 社会福祉士
		1 介護予防ケアマネジメント	
		2 包括的継続的ケアマネジメント支援	
		3 総合相談・支援	
		4 権利擁護	
地域ケア会議	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村は、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の効果的な実施のために、地域ケア会議を置くように努めなければならない ● 地域ケア会議は、要介護被保険者等への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行う 		

● こども家庭センター ← 児童福祉法

		業務内容	配置職員
こども家庭センター	業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村は、こども家庭センターの設置に努めなければならない ● 児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ● 統括支援員 ● 保健師 ● こども家庭支援員 など
		1 児童及び妊産婦の福祉や母子保健の相談等	
		2 実情の把握・情報提供、必要な調査・指導等	
		3 支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、連絡調整	
		4 保健指導、健康診査等	
要保護児童対策地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● こども家庭センターは、要保護児童対策協議会の調整機関として、個別ケースの情報整理と関係機関などへの連絡調整、また、合同ケース会議を開催し、児童福祉・母子保健の双方の機能で連携した支援方針の決定と役割分担の調整など地域における支援体制の調整を行う 		

●医療系専門職（前よりかなり詳しくなってます！）

▶医療系の専門職

●医師 医師法

医師法に規定された 医師の業務		●医師は、医療及び保健指導を掌ることによって公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする
	業務独占	●医師でなければ、 医業をなしてはならない
	名称独占	●医師でなければ、医師又はこれに紛らわしい 名称を用いてはならない
	拒否の禁止	●診療に従事する医師は、診療治療の求めがあった場合には、正当な事由がなければ、 これを拒んではならない
	警察署に届け出	●医師は、死体又は妊娠4月以上の死産児を検案して異状があると認めたときは、24時間以内に 所轄警察署 に届け出なければならない
	処方せん	●医師は、患者に対し治療上薬剤を調剤して投与する必要があると認めた場合には、患者又は現にその看護に当たっている者に対して 処方せんを交付 しなければならない
	保健指導	●医師は、診療をしたときは、本人又はその保護者に対し、 療養の方法その他保健の向上に必要な事項の指導 をしなければならない
診療録	●医師は、診療をしたときは、遅滞なく診療に関する事項を 診療録に記載 しなければならない（診療録は5年間保存しなければならない）	
秘密漏示 (刑法134条)		● 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理人、公証人 又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて 知り得た人の秘密を漏らしたときは 、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する

●歯科医師 歯科医師法

歯科医師	●歯科医師は、 歯科医療及び保健指導 をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする
------	--

●薬剤師 薬剤師法

薬剤師	●薬剤師は、 調剤、医薬品の供給その他薬事衛生 をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする
-----	---

●保健師 保健師助産師看護師法

保健師	●保健師とは、厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて、 保健指導 に従事することを業とする者をいう
-----	---

●助産師 保健師助産師看護師法

助産師	●助産師とは、厚生労働大臣の免許を受けて、 助産又は妊婦、じょく婦若しくは新生児の保健指導 を行うことを業とする女子をいう
-----	--

●看護師 **保健師助産師看護師法**

看護師	●看護師とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじょく婦に対する 療養上の世話又は診療の補助 を行うことを業とする者をいう
-----	--

●理学療法士 **理学療法士及び作業療法士法**

理学療法士	●理学療法士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、 理学療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、理学療法 を行うことを業とする者をいう
	● 身体に障害のある者 に対し、主としてその 基本的動作能力の回復 を図るため、 治療体操その他の運動 を行わせ、及び 電気刺激、マッサージ、温熱 その他の物理的手段を加えることをいう

●作業療法士 **理学療法士及び作業療法士法**

作業療法士	●作業療法士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、 作業療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、作業療法 を行うことを業とする者をいう
	● 身体又は精神に障害のある者 に対し、主としてその 応用的動作能力又は社会的適応能力の回復 を図るため、 手芸、工作 その他の作業を行わせることをいう

●言語聴覚士 **言語聴覚士法**

言語聴覚士	●言語聴覚士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、言語聴覚士の名称を用いて、 音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者 についてその機能の維持向上を図るため、 言語訓練 その他の訓練、これに必要な 検査及び助言、指導 その他の援助を行うことを業とする者をいう
-------	--

●義肢装具士 **義肢装具士法**

義肢装具士	●義肢装具士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、義肢装具士の名称を用いて、 医師の指示の下に、義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の製作及び身体への適合 を行うことを業とする者をいう
-------	--

●管理栄養士 **栄養士法**

管理栄養士	●管理栄養士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な 栄養の指導 、個人の身体の状態、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための 栄養の指導 並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状態、栄養状態、利用の状況等に応じた 特別の配慮を必要とする給食管理 及びこれらの施設に対する 栄養改善上必要な指導等 を行うことを業とする者をいう
栄養士	●栄養士とは、 都道府県知事 の免許を受けて、栄養士の名称を用いて 栄養の指導 に従事することを業とする者をいう

●公認心理師 **公認心理師法**

公認心理師	●公認心理師とは、登録を受け、 公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育 その他の分野において、 心理学に関する専門的知識及び技術 をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう
	● 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること ● 心理に関する支援を要する者やその関係者に対し、その心理に関する相談 に応じ、 助言、指導 その他の援助を行うこと ● 心の健康に関する知識の普及 を図るための 教育及び情報の提供 を行うこと

●基本的人権（再編されてます！）

▶基本的人権

基本的人権とは、人が生まれながらにしてもっており、誰からも侵されない権利のことで、**幸福追求権、平等権、自由権、社会権、基本的人権を守るための権利**などがあります。

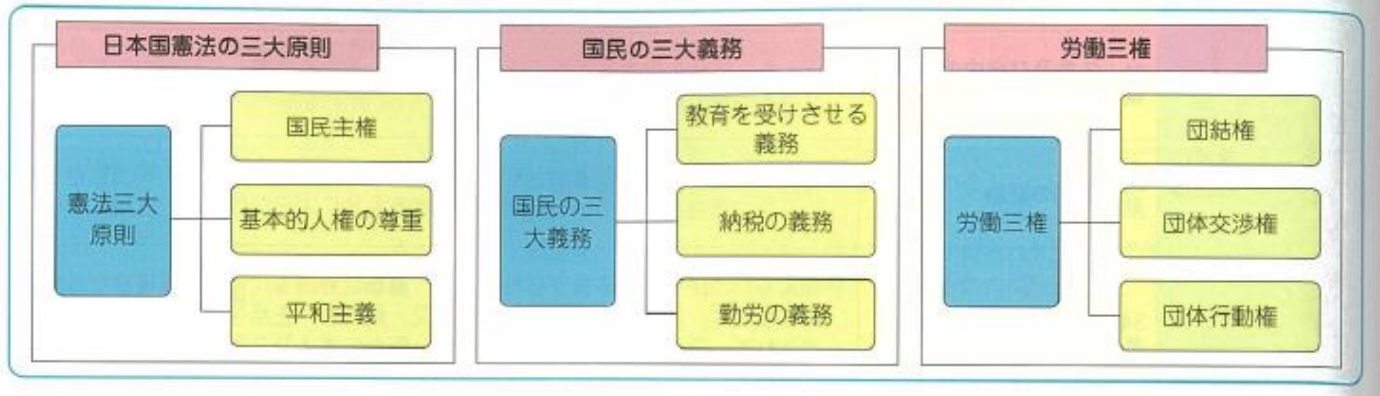


総論的規定	10条	国民たる要件	●日本国民たる要件は、 法律 でこれを定める	
	11条	基本的人権	●国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない 永久の権利 として、現在及び将来の国民に与えられる	
	12条	自由及び権利の保持義務と公共福祉性	●この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に 公共の福祉 のためにこれを利用する責任を負う	
幸福追求権	13条	個人尊重と公共の福祉	●すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び 幸福追求 に対する国民の権利については、 公共の福祉 に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする	
平等権	14条	平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界	●すべて国民は、 法の下に平等 であって、 人種、信条、性別、社会的身分又は門地 により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない ●華族その他の貴族の制度は、これを認めない ●栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴わない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する	
	24条	家族関係における個人の尊厳と両性の平等	●婚姻は、 両性の合意 のみに基づいて成立し、夫婦が 同等の権利 を有することを基本として、 相互の協力 により、維持されなければならない ●配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、 個人の尊厳と両性の本質的平等 に立脚して、制定されなければならない	
自由権	精神的自由権	19条	思想及び良心の自由	● 思想及び良心の自由 は、これを侵してはならない
		20条	信教の自由	● 信教の自由 は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、 国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない ●何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを 強制されない ●国及びその機関は、宗教教育その他 いかなる宗教的活動もしてはならない
		21条	集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護	●集会、結社及び言論、出版その他一切の 表現の自由 は、これを保障する ● 検閲 は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない
		23条	学問の自由	● 学問の自由 は、これを保障する
	経済的自由権	22条	居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由	●何人も、公共の福祉に反しない限り、 居住、移転及び職業選択の自由 を有する ●何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない
		29条	財産権	● 財産権 は、これを侵してはならない ●財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める ●私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる

身体的自由権	18条	奴隷的拘束及び苦役の禁止	●何人も、いかなる 奴隷的拘束 も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その 罪に反する苦役 に服させられない	
	31条	生命及び自由の保障と科刑の制約	●何人も、 法律の定める手続 によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない	
	33条	逮捕の制約	●何人も、 現行犯 として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつている犯罪を明示する 令状 によらなければ、逮捕されない	
	34条	抑留及び拘禁の制約	●何人も、 理由 を直ちに告げられ、且つ、直ちに 弁護人に依頼する権利 を与えられなければならない。 抑留又は拘禁 されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する 公開の法廷 で示されなければならない	
社会権	25条	生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務	● すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活 を営む権利を有する ● 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない	
	26条	教育を受ける権利と受けさせる義務	●すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、 ひとしく教育を受ける権利 を有する ●すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する 子女に普通教育を受けさせる義務 を負う。義務教育は、これを 無償 とする	
	27条	勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童働使の禁止	●すべて国民は、 勤労の権利を有し、義務を負う ●賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、 法律 でこれを定める ●児童は、これを 働使してはならない	
	28条	勤労者の団結権及び団体行動権	●勤労者の 団結する権利及び団体交渉 その他の 団体行動 をする権利は、これを保障する	
基本的人権を守るための権利	参政権	15条	公務員の選定罷免権、公務員の性質、普通選挙と秘密投票の保障	● 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利 である ●すべて公務員は、 全体の奉仕者 であつて、一部の奉仕者ではない ●公務員の選挙については、 成年者による普通選挙 を保障する ●すべて選挙における 投票の秘密 は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問われない
		17条	公務員の不法行為による損害の賠償	●何人も、 公務員の不法行為 により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、 国又は公共団体 に、その 賠償 を求めることができる
	請求権	32条	裁判を受ける権利	●何人も、裁判所において 裁判を受ける権利 を奪われない
		40条	刑事補償	●何人も、抑留又は拘禁された後、 無罪の裁判を受けたとき は、法律の定めるところにより、 国にその補償を求め ることができる
	請願権	16条	請願権	●何人も、 損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正 その他の事項に関し、 平穏に請願する権利 を有し、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない

●憲法関連 (New!)

▶三大〇〇

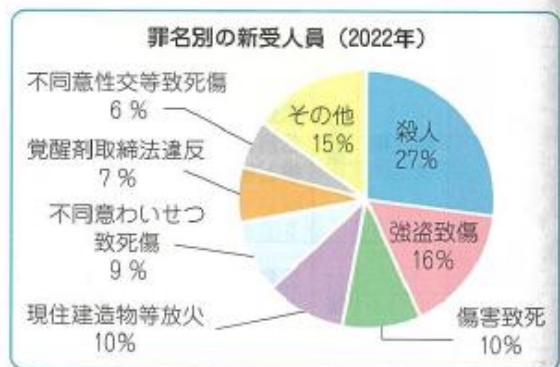


●裁判員制度 (前より詳しくなってます!)

▶裁判員制度



資料：最高裁判所事務総局「令和4年における裁判員裁判の実施状況等に関する資料」



目的	●裁判員制度は、裁判員が裁判官とともに裁判を行う制度で、国民の司法参加により市民が持つ日常感覚や常識といったものを裁判に反映するとともに、司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上を図ることが目的
裁判員	●地方裁判所ごとに衆議院議員の選挙権を有する人のなかから、くじで選んで裁判員候補者名簿を作成 ●事件ごとに裁判員候補者名簿のなかから、くじで裁判員候補者を選任
合議体の構成	●原則、裁判官3名、裁判員6名の計9名で構成
対象事件	●地方裁判所で行われる刑事裁判（第一審）のうち殺人罪、傷害致死罪、強盗致死傷罪など、一定の重大な犯罪についての裁判

●憲法凡例 (New!)

▶憲法判例

憲法14条	非嫡出子法定相続差別事件	<ul style="list-style-type: none"> ●非嫡出子と嫡出子の法定相続分が異なる規定は、法律婚が定着しているとしても、子が自ら選択修正できないことを理由に不利益を及ぼすことは許されず、個人として尊重し権利を保障すべきであり、憲法14条1項に反し違憲である ●民法900条は2013（平成25）年12月に改正され、非嫡出子の法定相続分が嫡出子の相続分と同等になった
憲法15条	成年被後見人の選挙権	<ul style="list-style-type: none"> ●2013（平成25）年3月、東京地方裁判所は、成年被後見人の選挙権を剥奪する公職選挙法11条1項1号を違憲無効とし、成年被後見人の選挙権を認める判決を言い渡した ●2013（平成25）年5月、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律が成立、公布され、同年7月以後に公示・告示される選挙について、選挙権・被選挙権を有することとなった
	外国人参政権	<ul style="list-style-type: none"> ●憲法93条2項の住民とは日本国民のことであり、在留外国人に地方参政権を保障したものではない ●憲法は地方公共団体と定住外国人に対し地方参政権を付与することを禁止していないが、それは国の立法政策にかかわることなので、そのような立法を行わないからといって違憲の問題は生じない ●選挙権を日本国民たる住民に限るものとした地方自治法、公職選挙法の規定は違憲ではない
憲法24条	夫婦同姓	<ul style="list-style-type: none"> ●夫婦が婚姻の際に定めるところに従い夫又は妻の氏を称するとする民法750条は、憲法24条に違反しない
憲法25条	朝日訴訟	<ul style="list-style-type: none"> ●憲法25条2項は、すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営み得るように国政を運営すべきことを国の責務として宣言したにとどまり、直接個々の国民に対して具体的権利を賦与したものである（プログラム規定説） ●何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、厚生大臣の合目的な裁量に委ねられている ●ただし、厚生大臣の裁量権の範囲を超えて設定された生活保護基準は、司法審査の対象となる
	堀木訴訟	<ul style="list-style-type: none"> ●複数の社会保障給付が同一人に併給されるのを禁止または制限する「給付調整」の規定は、立法政策上の裁量事項であり、それが低額であるからといって当然に憲法25条違反とはいえない
	外国人に対する生活保護	<ul style="list-style-type: none"> ●「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年厚生省社会局長通知)によって行われる生活保護の給付や返還に関する措置はあくまでも行政措置として行われるものにすぎず、外国人に対する生活保護は、権利義務を形成することが法律上認められているものではない
	生活保護費預貯金訴訟	<ul style="list-style-type: none"> ●支給された生活保護費と障害年金を原資とする預貯金の一部につき、その使途を限定する旨の指導指示は、被保護者の意に反してされた重大かつ明白な違法があるとして、無効である
憲法28条	全農林墾職法事件	<ul style="list-style-type: none"> ●公務員の争議行為等を禁止するは、勤労者を含めた国民の共同利益という観点からのやむを得ない制約で、憲法28条に違反しない
憲法29条	共有林分割請求事件	<ul style="list-style-type: none"> ●森林法旧186条の規定の立法目的と、持分価額2分の1以下の共有者からの分割請求を禁止した規定に合理性・必要性を認めることはできないので、違憲である ●法律による財産権の制限は、立法府の判断が合理的裁量の範囲を超えていれば、憲法に違反し無効となる

●割と最近の新用語（バラバラに書いてあったのが再編されたみたいです□）

▶福祉と就労に関する用語

ワークフェア	●公的扶助の支給条件として 就労や職業訓練などの活動を義務づける 政策
ベーシックインカム	●最低限所得保障の一種で、政府がすべての国民に対して 一定の現金を定期的に支給 するという政策
アクティベーション	●所得保障と並列して、就労促進のための 職業訓練と社会サービスを提供 する政策
ディーセント・ワーク	●働きがいのある、 人間らしい仕事
アウトソーシング	●業務の一部を 外部企業に委託 すること
ワーク・ライフ・バランス	●仕事と個人の生活のバランスを維持しながら、 仕事と生活の調和 を目指すもの
アンペイドワーク	● 賃金や報酬が支払われない労働や活動 のことであり、家族による無償の家事、育児、介護が含まれる

▶近年の高齢者や介護に関する用語

老老介護	●介護を要する 高齢者を65歳以上の高齢者が介護 すること
認知介護	●認知症高齢者の介護を 認知症である高齢の家族が行う こと
8050問題	●80代の親が 50代の子どもを支えている状況 であり、ひきこもりなどの 困難を抱えつつ社会的に孤立 している問題
ダブルケア	●1人の人や1つの世帯が 同時期に介護と育児の両方に直面 すること
介護離職	● 家族を介護 するために仕事を辞めること

●LGBT 関連 (New!)

●LGBT理解増進法^(※) 2023 (令和5) 年6月23日施行

LGBT理解増進法	<ul style="list-style-type: none"> 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする 	
定義	性的指向	<ul style="list-style-type: none"> 恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向
	ジェンダーアイデンティティ	<ul style="list-style-type: none"> 自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない 	
基本計画	<ul style="list-style-type: none"> 政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画を策定しなければならない 	
事業主等の努力	<ul style="list-style-type: none"> 事業主は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する施策に協力するよう努めるものとする 学校の設置者は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする 	

(※) 正式名称：性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

●被災者支援（New！今までバラバラに書いてあったのが再編されているようです👁👁）

▶被災者支援

<p>災害対策基本法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●災害対策全体を体系化し、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的としている ●災害予防、災害応急対策、災害復旧という段階ごとに、各実施責任主体の果たすべき役割や権限を規定 ●被災者保護対策として、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の事前作成などを規定 	
<p>災害救助法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●災害に対して、国や地方公共団体などが、国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としている 	
<p>福祉避難所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●災害発生時に、要配慮者を受け入れる避難所で、国のガイドラインによって各市町村で確保するように求められている 	
	<p>指定避難所の基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備された施設で、災害対策基本法施行令の基準を満たすもの
	<p>要配慮者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
<p>利用対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するには至らない程度の者であって、避難所での生活において、特別な配慮を要する者及びその家族 	
<p>EMIS （広域災害救急医療 情報システム）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●被災した都道府県を越えて災害時に医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的としたシステム 	
<p>DMAT （災害派遣医療チーム）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●医師、看護師、業務調整員（医師、看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね48時間以内）から活動できる機動性をもった、専門的な訓練を受けた医療チーム 	
<p>DPAT （災害派遣精神 医療チーム）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●自然災害や航空機・列車事故、犯罪事件などの集団災害の後、被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行う専門的なチーム 	

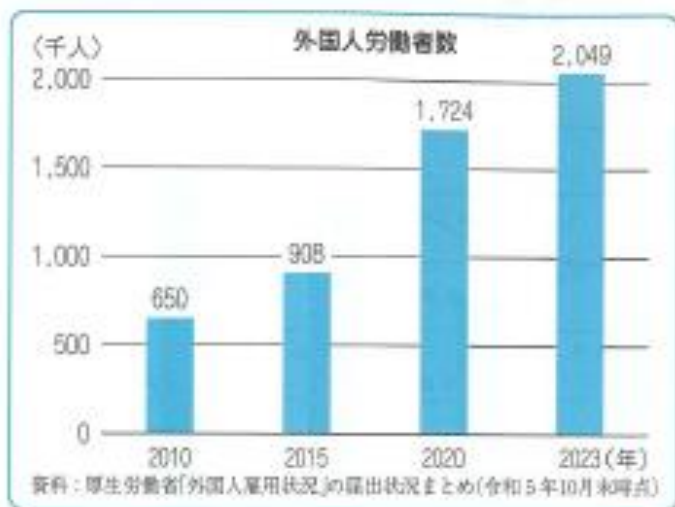
●環境問題 (New!)

▶環境問題

<p>「国連環境開発会議」 (地球サミット)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●1992年に、リオデジャネイロで地球サミットが開催され、「持続可能な開発」を理念とするリオ宣言が採択された ●リオ宣言の詳細な行動計画である「アジェンダ21合意」を採択したほか、生物多様性条約の署名が開始された 															
<p>京都議定書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●1997年に気候変動枠組条約に基づき、京都市で開かれた地球温暖化防止京都会議での議決した議定書。二酸化炭素などの排出削減率を国ごとに定めた 															
<p>ミレニアム開発目標 (MDGs)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●2001年に、国連ミレニアム宣言(2000年)と国際開発目標を統合し1つの共通の枠組みとしてまとめられた ●MDGsは、2015年までに達成すべき目標として8つのゴールと21のターゲット項目を掲げている 															
<p>生物多様性基本法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●2006年5月に成立し、同年6月に施行 ●生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的としている 															
<p>持続可能な開発のための 2030アジェンダ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●2015年9月、ニューヨーク国連本部において、「国連持続可能な開発サミット」が開催され、その成果文書として、我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダが採択された 															
<p>持続可能な開発目標 (SDGs)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標 ●持続可能でよりよい世界をつくるために、17の目標を掲げており、2030年までにこれらの目標の達成を目指している <table border="1" data-bbox="347 1115 1484 1637"> <tr> <td data-bbox="347 1115 416 1637" rowspan="7"> <p>目標 (一部抜粋)</p> </td> <td data-bbox="416 1115 539 1178"> <p>目標1</p> </td> <td data-bbox="539 1115 1484 1178"> <ul style="list-style-type: none"> ●あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ </td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1178 539 1240"> <p>目標2</p> </td> <td data-bbox="539 1178 1484 1240"> <ul style="list-style-type: none"> ●飢餓をゼロに </td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1240 539 1303"> <p>目標3</p> </td> <td data-bbox="539 1240 1484 1303"> <ul style="list-style-type: none"> ●あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する </td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1303 539 1366"> <p>目標4</p> </td> <td data-bbox="539 1303 1484 1366"> <ul style="list-style-type: none"> ●すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する </td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1366 539 1429"> <p>目標5</p> </td> <td data-bbox="539 1366 1484 1429"> <ul style="list-style-type: none"> ●ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワメントを図る </td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1429 539 1491"> <p>目標8</p> </td> <td data-bbox="539 1429 1484 1491"> <ul style="list-style-type: none"> ●すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する </td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1491 539 1637"> <p>目標13</p> </td> <td data-bbox="539 1491 1484 1637"> <ul style="list-style-type: none"> ●気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る </td> </tr> </table>	<p>目標 (一部抜粋)</p>	<p>目標1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ 	<p>目標2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●飢餓をゼロに 	<p>目標3</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する 	<p>目標4</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する 	<p>目標5</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワメントを図る 	<p>目標8</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する 	<p>目標13</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
<p>目標 (一部抜粋)</p>	<p>目標1</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ 													
	<p>目標2</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●飢餓をゼロに 													
	<p>目標3</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する 													
	<p>目標4</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する 													
	<p>目標5</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワメントを図る 													
	<p>目標8</p>		<ul style="list-style-type: none"> ●すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する 													
	<p>目標13</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る 														
<p>パリ協定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●2015年12月パリ協定採択 ●世界各国が世界共通の長期目標として、世界的な平均気温上昇を工業化以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することなどを掲げている 															
<p>第五次環境基本計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●2018年4月17日に第五次環境基本計画を閣議決定 ●環境基本計画とは、環境基本法第15条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるもの(計画は約6年ごとに見直し) ●分野横断的な6つの重点戦略(経済、国土、地域、暮らし、技術、国際)を設定 															

●外国人関連 (New!)

▶外国人と社会保障



外国人雇用状況の届出	<ul style="list-style-type: none"> 労働施策総合推進法^(*)に基づき、事業主は、新たに外国人を雇い入れた場合又は離職した場合には、その者の氏名、在留資格、在留期間その他厚生労働省令で定める事項について確認し、厚生労働大臣(公共職業安定所)に届け出なければならない 	
年金		<ul style="list-style-type: none"> 国民年金は、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の人は、国籍に関わらず加入しなければならない 第2号被保険者の加入要件に該当する場合は、厚生年金に加入する 第2号被保険者の被扶養配偶者は、国内に居住している場合は、第3号被保険者に該当する
	社会保障協定	<ul style="list-style-type: none"> 日本と社会保障協定を締結している国(2024年4月現在23か国発効)は、日本の年金加入期間を協定を結んでいる国の年金制度に加入していた期間とみなして取り扱い、その国の年金を受給できる
	脱退一時金	<ul style="list-style-type: none"> 第1号被保険者又は厚生年金の保険料納付済期間が6か月以上の外国人が、出国後2年以内に請求した場合は、脱退一時金が支給される
医療保険	<ul style="list-style-type: none"> 在留期間が3か月を超えると認められる場合は、原則として、75歳未満は国民健康保険に、75歳以上は後期高齢者医療制度に加入しなければならない 被用者保険の加入要件に該当する場合は、原則として、被用者保険に加入する 	
雇用保険	<ul style="list-style-type: none"> 1週間の所定労働時間が20時間以上、かつ31日以上の雇用見込がある場合は、原則として、雇用保険の被保険者となる(留学やワーキングホリデーなどで就労する場合は除く) 	
労災保険	<ul style="list-style-type: none"> 事業主との雇用関係が発生していれば、原則として、国籍や雇用形態を問わず、適用される 	
介護保険	<ul style="list-style-type: none"> 在留期間が3か月を超えると認められる場合は、原則として、65歳以上は第1号被保険者、40歳以上65歳未満の医療保険加入者は第2号被保険者となる 	
生活保護	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護制度は、憲法第25条を根拠とするものであり、日本国民のみを対象としている 適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない永住、定住等の在留資格を有する外国人については、国際道義上、人道上の観点から、予算措置として、生活保護法を準用している 	

(*) 正式名称: 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律

▶外国人介護人材受入れの仕組み



経済連携協定 (EPA) に基づく外国人	●二国間の協定に基づき経済連携の強化を目的とする協定	
	対象国	●インドネシア (2008年度～)、フィリピン (2009年度～)、ベトナム (2014年度～)
	在留資格	●特定活動
在留資格「介護」をもつ外国人	在留期間	●介護福祉士候補者 (上限4年)、看護師候補者 (上限3年)
	●日本の介護福祉士養成施設を卒業して介護福祉士国家資格を取得した留学生に対して、国内で介護福祉士として業務に従事することを可能とする在留資格 ●2020(令和2)年4月より、介護福祉士の資格を取得したルートにかかわらず、在留資格「介護」が認められることとなった	
	対象国	●制限なし
外国人技能実習制度	在留資格	●介護福祉士を取得する前：留学、特定活動、特定技能など ●介護福祉士を取得した後：介護
	在留期間	●介護福祉士の資格を取得した後は、制限なしで更新でき、継続的な就労が可能
	●国際貢献として、技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を助う「人づくり」に協力することが目的	
在留資格「特定技能1号」をもつ外国人	対象国	●制限なし (技能移転のニーズがある国)
	在留資格	●1年目：技能実習1号、2～3年目：技能実習2号、4～5年目：技能実習3号
	在留期間	●技能実習1号：最長1年、技能実習2号：最長2年、技能実習3号：最長2年 → 合計最長5年
在留資格「特定技能1号」をもつ外国人	●深刻化する人手不足に対応するため、人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れ	
	特定技能1号	●特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
	特定産業分野 (12分野)	●介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空・宇宙、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業
	在留期間	●1年を超えない範囲で、個々に指定する期間であって、通算で5年が上限 (定期的な更新が必要)

●注釈

中核となる任務	●ソーシャルワーク専門職の中核となる任務には、 社会変革・社会開発・社会的結束の促進、および人々のエンパワメントと解放 がある
	●ソーシャルワークは、相互に結び付いた歴史的・社会経済的・文化的・空間的・政治的・個人的要素が人々のウェルビーイングと発展にとってチャンスにも障壁にもなることを認識している。 実践に基づいた専門職であり学問である
	●不利な立場にある人々と連帯しつつ、この専門職は、 貧困を軽減し、脆弱で抑圧された人々を解放し、社会的包摂と社会的結束を促進 すべく努力する
	● 社会変革のイニシアチブ は、人権および経済的・環境的・社会的正義の増進において人々の主体性が果たす役割を認識する
	●ソーシャルワーク専門職は、それがいかなる特定の集団の属得化・排除・抑圧にも利用されない限りにおいて、 社会的安定の維持にも等しく関与 する
原則	●ソーシャルワークの大原則は、 人間の内在的価値と尊厳の尊重、危害を加えないこと、多様性の尊重、人権と社会正義の支持 である
	● 人権と社会正義を擁護し支持 することは、ソーシャルワークを動機づけ、正当化するものである
	●ソーシャルワークの主な焦点は、あらゆるレベルにおいて人々の権利を主張すること、および、 人々が互いのウェルビーイングに責任をもち、人と人の間、そして人々と環境の間の相互依存を認識し尊重 するように促すことにある
	● 危害を加えないことと多様性の尊重 は、状況によっては、対立し、融合する任務となることがある。たとえば、女性や同性愛者などのマイノリティの権利（生存権さえも）が文化の名において侵害される場合などである
知	●ソーシャルワークは、 複数の学問分野をまたぎ、その境界を超えていく ものであり、広範な科学的諸理論および研究を利用する
	●ソーシャルワークの研究と理論の独自性は、その 応用性と解放志向性 にある。多くのソーシャルワーク研究と理論は、サービス利用者との 双方向性のある対話的過程 を通じて共同で作り上げられてきたものであり、それゆえに特定の実践環境に特徴づけられる
	●この定義は、ソーシャルワークは特定の実践環境や西洋の諸理論だけでなく、 先住民を含めた地域・民族固有の知にも拠っている ことを認識している
実践	●ソーシャルワークの正統性と任務は、 人々がその環境と相互作用する接点への介入 にある。環境は、人々の生活に深い影響を及ぼすものであり、人々がその中にある 様々な社会システムおよび自然的・地理的環境 を含んでいる
	●ソーシャルワークの参加重視の方法論は、「 生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける 」という部分に表現されている
	●ソーシャルワークは、できる限り、「 人々のために 」ではなく、「 人々とともに 」働くという考え方をとる
	●ソーシャルワークの実践は、さまざまな形の セラピーやカウンセリング、グループワーク、コミュニティワーク、政策立案や分析、アドボカシーや政治的介入 など、広範囲に及ぶ

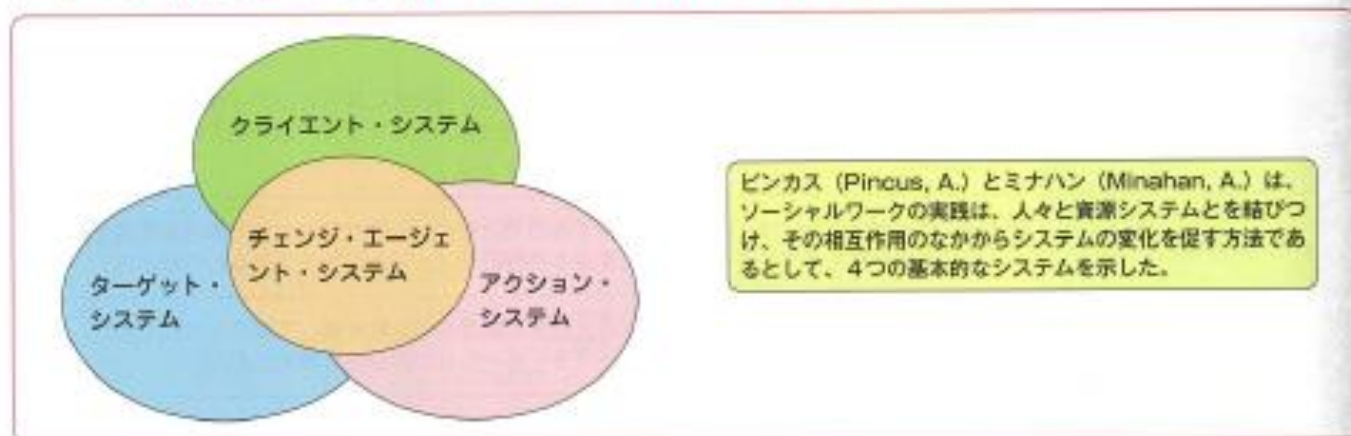
●ソーシャルワークの理論について（図表が新しく追加されてます！）

▶ソーシャルワークの実践領域



ミクロレベル	●クライアントが抱えている生活問題を対象にするなど、困難な状況に直面する個人や家族への直接的援助
メソレベル	●家族ほど親密ではないが、グループや学校、職場、近隣など有意義な対人関係があるレベルで、クライアントに直接影響するシステムの変容を目指す介入
マクロレベル	●対面での直接サービス提供ではなく、社会問題に対応するための社会計画や地域組織化など、社会全体の変革や向上を目指す

▶ソーシャルワーク実践における4つのサブシステム



		ミクロレベル	メソレベル	マクロレベル
1	クライアント・システム	●契約のもと、ソーシャルワーカーによって利益を受ける人々 クライアント・家族へのアプローチ	クライアントの自助グループの組織化等	患者・クライアントの全国団体の組織化等
2	ターゲット・システム	●変革努力の目標達成のためにソーシャルワーカーが影響を及ぼす必要のある人々 ターゲットとなるクライアントの友人、知人、隣人等	ターゲットとなる専門職団体、地域の自治会等	ターゲットとなる制度、政策、政党、専門職団体等
3	アクション・システム	●クライアントの問題解決に取り組む参加者や社会資源 アクションを起こすクライアントの友人、知人、隣人等	アクションを起こすグループ、専門職団体や地域社会等	アクションを起こす政党、政治家、専門職団体等
4	チェンジ・エージェント・システム	●ソーシャルワーカーと所属する機関 ワーカー個人や仲間	ワーカーが所属する組織、専門職団体等	専門職団体のあり方、国家資格化等

▶カンファレンス、事例分析など

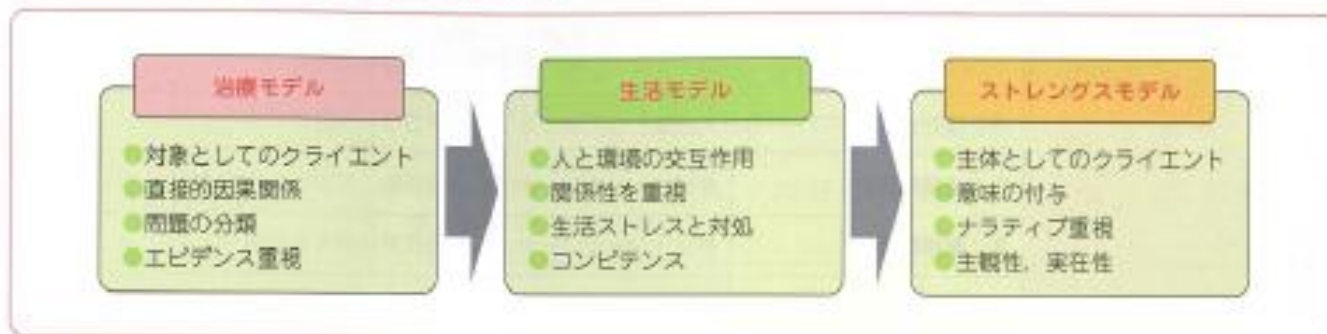
<p>カンファレンス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●事例検討会議のことで、司会（コーディネーター）、事例報告者、助言者（スーパーバイザー）、その他の参会者によって進められる ●ケースカンファレンスには、①事例をていねいに振り返ることによりニーズが明らかにされる、②職員の教育・研修の機会になる、③職種・機関を超えて連携、協力関係を築く などの目的がある 	
<p>事例分析</p>	<p>固有事例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ソーシャルワーカーが担当している事例など、事例そのものに関心や問題意識をもち詳しく調べる
	<p>手段的事例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の高齢者の振り込め詐欺に関する事など、特定のテーマについて事例を通じて現象を研究する
<p>事例検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●事例検討とは、事例分析を通して事例についての理解を深め、取り組みの方向性や目標、目標達成に向けての取り組みの内容について検討すること 	
<p>事例研究</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●事例研究とは、何らかの課題を抱える事例を素材として、その状況の詳細を明らかにしたり、課題の原因や影響、それらへの対応を分析し、説明をしたりするための質的研究の方法の一つである 	
<p>ブレインストーミング</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●自由な雰囲気、相互に批判をしないというルールの下で多様な意見を出し合い、最終的に一定の課題によりよい解決を得ようとする方法 	
<p>パネルディスカッション</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●あるテーマについてパネラーと呼ばれる複数の議論参加者が、司会者（ファシリテーター）の進行により、異なる意見を表明しながら議論を進める討論形式の一つ 	

▶ ソーシャルワークに関連する方法

コーディネーション	<ul style="list-style-type: none"> ● コーディネーション (coordination) とは、ある目的の達成のために、その目的に適合しそうな社会資源を調整すること ● コーディネーターとは、ソーシャルワーカーが担う調整者としての役割である。 	
	ボランティア コーディネーター	● ボランティア活動の提供希望者とボランティア支援の希望者などを対等につなぐ調整者
	生活支援コーディネーター	● 地域内の生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者
ネゴシエーション	<ul style="list-style-type: none"> ● ネゴシエーション (negotiation) とは交渉や折衝を意味し、当事者同士が何らかの合意・調整を達成する目的で、お互い情報を提供しながら議論を行うこと ● ネゴシエーションのプロセスは、交渉前から始まり、準備、交渉、合意/決裂と展開する 	
	分配型交渉	● 限られた大きさの利益を当事者間で配分するために、交渉者間の利害が競合する交渉
	統合型交渉	● 当事者双方の共有する利益を特定し、利益の最大化を目指して両者が協力し合う交渉
ファシリテーション	<ul style="list-style-type: none"> ● ファシリテーションとは、グループなどで何かが起こるのを助け、促進する (facilitate) こと ● 会議やミーティングなどにおいて、議論をスムーズに調整しながら合意形成や相互理解に向けて調整する ● ファシリテーターには次の4つのスキルが求められる 	
	場のデザインスキル	● 会議の目的をふまえて目標を確認し、参加メンバーに共有する
	対人関係のスキル	● 傾聴や質問を通じて参加者全員が意見を言いやすい環境を作り活発に意見を出し合い、アイデアを広げていく
	構造化のスキル	● 散乱した意見や議論の内容を整理しながら共有し、論点を構造的に絞り込む
	合意形成のスキル	● 目標に向かい、可能な限り全員が納得する結論にまで導く
プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> ● プレゼンテーションは、紹介、披露、計画、企画案、見積もりなどを会議などの場で発表、提示するという意味があり、実演や発表、その案自体を指す ● プレゼンテーションの流れは、「序論」、「本論」、「結論」に分けられる 	
	紹介型	● 新しいサービスや品を紹介し納得してもらおうプレゼンテーション
	提案型	● 現状の問題点を踏まえて聞き手に新しい行動やプランを提案するプレゼンテーション
コンフリクト	<ul style="list-style-type: none"> ● コンフリクトは、意見の衝突や対立を意味する言葉で、二者以上の者が相容れない目標 (ゴール) を目指して競合している状態 	
	施設コンフリクト	● 社会福祉施設の開設などに当たって、地域住民の反対運動や設立の同意と引き換えに大きな譲歩を余儀なくされるなど、施設と地域の間での紛争のこと
	コンフリクト・レゾリューション	● コンフリクト・レゾリューション (対立解消) は、交渉、調停、ファシリテーション、協働的問題解決などの方法によって、問題の解決を目指す

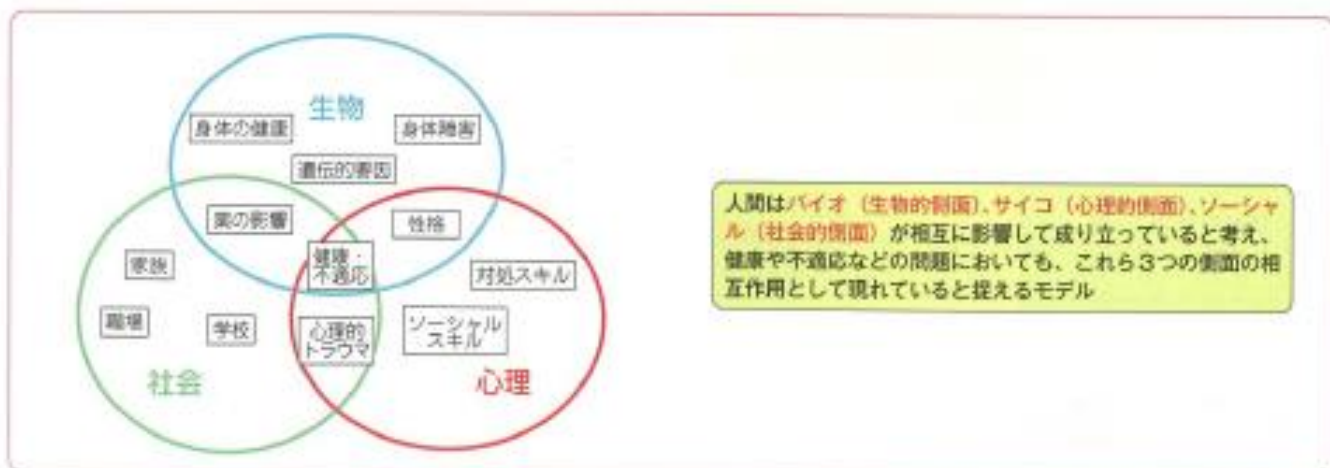
●ソーシャルワークの実践モデル（図が新しく追加されてます！）

▶ソーシャルワークの実践モデル



治療モデル	<ul style="list-style-type: none"> ●1917年リッチモンド, M. が「社会診断」を著した ●クライアントを対象として捉え、クライアントが抱える問題や課題、病気や障害などに焦点を当てるモデル ●クライアントという個の範囲内における直接的因果関係が重視される ●客観的証拠（エビデンス）を重視する ●微視的視野に陥りやすい
生活モデル	<ul style="list-style-type: none"> ●1960年代に提唱 ●人と環境の交互作用に焦点を当て、環境との関係性を重視するモデル ●生活ストレスに対処（コーピング）することで、目標を適応に定めることができる ●クライアントの適応へのコンピテンス（能力）を高めていくことが重要 ●包括・統合的な視野や視点を提供しやすい
ストレングスモデル	<ul style="list-style-type: none"> ●1980年代後半より提唱 ●強さや能力に焦点を当てようとするモデル ●クライアントを主体として強調し、強さを見出し、それを意味づけしていくことを重視する ●クライアントのナラティブが重視され、主観性、実在性が強調される

▶バイオ・サイコ・ソーシャルモデル



●グループワークの原則（New!）

▶グループワークの原則

1	メンバーの個別化	●個人の 独自性 、 相違点 を認識する
2	グループの個別化	● 独自のグループ として認識する
3	受容の原則	●各個人をその個人独特の 長所・短所 とともに 純粋に受け入れること
4	ワーカーとメンバーの援助関係	●ワーカーとメンバーとの間に 意図的な援助関係 を樹立する
5	メンバー同士の協力関係の促進	●メンバーの間に よい協力関係 ができるように援助する
6	グループ過程の変更	●グループ過程に必要な 変更を加えること
7	参加の原則	●メンバーが各自の 能力の段階 に応じて 参加 するよう援助する
8	問題解決過程へのメンバー自身の関与	●メンバーが 問題解決の過程に参加 できるように援助する
9	葛藤解決の原則	●メンバーが葛藤解決のための よりよい方法を経験 するように援助する
10	経験の原則	●人間関係をもつ、ものごとを成就するなど、 多くの新しい経験を与える
11	制限の原則	●故意にグループに 混乱をもたらすような行為は制限 する
12	プログラムの活用	●状況にふさわしい プログラムを意図的に用いていく
13	継続的評価	●個人およびグループ過程について 継続して評価 を行う
14	グループワーカー自身の活用	●ワーカーは、 自己を援助の道具 として用いる